……第二一一〇八號

昭和六年五月三十日　　警視總監　高橋守雄

内務大臣　安達謙藏殿
社會局長官殿
各廳府縣長官殿（六廳府県）

汽車製造株式會社勞働爭議ニ關スル件（第五報）

要旨ハ會社ハ火曜日ニ出勤シ居ル従業員ニ対シ他ノ従業員全部ニ休業ヲ廿三日申渡シタリ　従業員側ハ二十七日火曜日休業ニ対シ日給五割ノ手當支給ヲ嘆願セルニ会社ハ之ヲ拒否シタリ　従業員側ニ怠業ナシ

標記會社ノ勞働爭議ニ關シテハ既報ノ通リナルカ其後ノ状況左ノ通

記

一、会社側

[illegible]

[illegible]

まとまった[illegible]掛け[illegible]
職場[illegible]に於ける従業員大会を開き　各職場から二人ずつ
代表で代表委員会を作り　みんなで相談して要求をまとめあげよう
出来た代表委員会こそ　ほんとうに諸君の要求をかかげ
最後まで会社と交渉してくれるんだ
職場大会、従業員大会を開き　大衆討議で要求をまとめ　全従業員の信任による代表委員会を作って会社と交渉しよう！

★一割五分から三割四割の賃下絶対反対！

★日曜、月曜の臨休に賃銀の全額を支払へ！

★首切絶対反対！

★雑役工にも常備給を仕払へ！

★第二大会、従業員大会を開いて大衆討議で要求をまとめよ！

★代表委員会を作って会社と交渉せよ！

全協日本金属、東京支部